

日本成長戦略会議運営要領

〔令和 7 年11月 5 日
日本成長戦略会議議長決定〕

日本成長戦略会議の開催について（令和 7 年11月 4 日日本成長戦略本部決定）
第 4 項の規定に基づき、日本成長戦略会議運営要領を定める。

（会議の運営）

第 1 条 日本成長戦略会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

（議事の内容等の公表）

第 2 条 議長又は副議長は、会議における議事の内容等を、会議の終了後、速やかに、適当と認める方法により、公表する。

2 前項に規定する議事の内容等の公表において会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。

3 第一項及び前項の規定により議事の内容等を公表する際は、会議において配布された資料を、原則として、併せて公表する。

（議事要旨）

第 3 条 議長又は副議長は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第 4 条 議長は、当該会議の議事録を作成し、一定期間を経過した後にこれを公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。

（雑則）

第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。